

静岡県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第16号

静岡県財産規則の一部を改正する規則

静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる<u>理事（総括担当）</u>（以下「<u>教育部理事（総括担当）</u>」という。）</p> <p>(6) (略)</p> <p>（貸付け期間）</p> <p>第40条 普通財産の貸付けは、別に定める場合を除き、次の期間とする。</p> <p>(1) 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合において、借地借家法（平成3年法律第90号）<u>第22条</u>の規定に基づく借地権の存続期間を設定するときは、50年以上</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（物品の取得等の決定）</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理</p>	<p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる<u>参事（政策管理担当）</u>及び同表に掲げる<u>参事（学校教育担当）</u>（以下<u>これらを「教育部参事」という。</u>）</p> <p>(6) (略)</p> <p>（貸付け期間）</p> <p>第40条 普通財産の貸付けは、別に定める場合を除き、次の期間とする。</p> <p>(1) 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合において、借地借家法（平成3年法律第90号）<u>第22条第1項</u>の規定に基づく借地権の存続期間を設定するときは、50年以上</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（物品の取得等の決定）</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理</p>

者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第2条第1号に規定する部局長（警察本部長を除く。）、 <u>スポーツ担当部長</u> 、感染症対策担当部長及び農林水産担当部長をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局長、危機管理部の次長及び <u>教育部理事（総括担当）</u> をいう。）
(略)	

者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第2条第1号に規定する部局長（警察本部長を除く。）、 <u>感染症対策担当部長</u> 及び農林水産担当部長をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局長、危機管理部の次長及び <u>教育部参事</u> をいう。）
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第40条第1項第1号の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定（同法第35条の規定に限る。）の施行の日から施行する。